

論文の内容の要旨

論文題目 〈沖縄学〉の認識論的条件——歴史・統治・帝国

氏名 徳田 匡

本論文は、一九世紀末から二〇世紀初頭の近代日本の人間諸科学の形成と沖縄の関係、そしてそれが帝国・植民地の関係とどのように接合したのかを論じたものである。従来、〈沖縄学〉といえば伊波普猷（一八七六—一九四七）による沖縄文化研究を指すように思われてきた。しかしながら、本論文が示したのは、伊波の〈沖縄学〉が近代日本の人間諸科学の成立と、その応用に深く関わっているということである。その特徴は、第一に、従来の「民族」とは異なる、比較言語学と形質人類学そして生物学が示す人間の主体性とは異なる固有の〈歴史〉を持った主体として〈民族〉を形成したこと。第二に、それが同化主義的植民地統治とは異なる、〈民族〉の「自治・統治能力」の表象を介した帝国・植民地関係の構築と深く関わることをである。

本論はこうした議論を展開にするあたり、認識論（エピステモロジー）的なアプローチを採用している。認識論とは、ある事象そのものの変遷史と、それについての学問や思考方法の変遷史を意味している。それを踏まえて、第一に近代の人間諸科学においては、〈民族〉がそれまでの王権や人民主権とは異なる独特の〈歴史〉を獲得し、新たな歴史主体として現れたことを論じた。第二に、「人口」を標的とし、「人口」に固有の法則に基づく「統治」のテクノロジーが、〈民族〉に重ね合わされる様を論じた。第三に、人口と民族自身の固有性に基づく「統治」と「統治する能力」の表象が、帝国と植民地の関係を結ぶ重要な要素となっていることを論じた。

本論の構成は次のようになっている。第一章の「言語と歴史」では、比較言語学に焦点をあてる。比較言語学は、言語のうちで「書かれたもの」ではなく、「音声」に着目し、その変遷と、その法則性とを論じる学問である。比較言語学において〈言語そのもの〉とは「音声」という表徴であり、〈言語そのもの〉には人間集団＝言語共同体の主体性や意志には還元不可能な自然性、法則性、そして歴史性があるとされる。これにより人間集団は、音声の歴史に従属し、音声の変遷の痕跡を残すという資格において歴史に現れることになった。しかし比較言語学は、「言語」と「人種・民族」を切り離す。言語から人種・民族を規定できないというのが比較言語学の〈言語そのもの〉という認識から生まれた一つの帰結だからである。そのため、人種・民族論は、言語で確定できない新たな歴史主体としての〈民族〉の輪郭を形質人類学の知に求めることになる。

第二章の「身体と歴史」では、形質人類学に焦点をあてる。比較言語学では確定できなかった「人種・民族」の輪郭を、形質人類学の「生体計測」を通じて確定することが試みられる。そこでも重要になるのは〈身体そのもの〉という人間の主体性や意志には還元不可能な自然性、法則性である。生体計測は〈身体そのもの〉を通じて「人種・民族」の輪郭を確定しようと試みるが、しかしながらその過程で起きたのは、形質人類学による「人種・民族」の確定の根拠に再び比較言語学を導入するという一つの転倒であった。

また比較言語学と形質人類学の知の枠組みで重要なのは、〈言語と身体そのものの歴史〉を示すことで〈人種・民族〉にそれ固有の〈歴史〉を付与したことである。それは旧来的な神話を軸とした「王権」とも、社会契約論な「国民」とも異なる歴史観の形成であった。

第三章では、生物学と社会学に焦点をあてる。生物学は「生命」の探究から生物進化を規定する自然性・法則性を明確にした。そうした考えは、人間社会を生物学的に考える「社会有機体論」を構成することになった。生物学と社会学を併走させることで、細胞説以前の「生氣論的社会有機体論」と、細胞説以後の「細胞説的有機体論」の存在が見えてきた。前者は「全体」にこそ有機体の根拠があると考え、後者は「部分」にこそ有機体の核心があるとする。こうした二つの社会有機体論の違いの重要性と同時に、両者に共通するのは社会における「法」という基盤の否定であった。「社会有機体論」は「法」——王権神授説や天賦人権論、社会契約説など——に代わって生物学的自然法則をその思考の基盤とするのである。これは比較言語学の〈言語そのもの〉、形質人類学の〈身体そのもの〉と非常に近い考え方であった。

こうした生物進化の法則性を「社会」に導入することによって、生物学的自然法則が示す「異質性」の増大を「統治」することが「社会有機体論」の中で浮上することになる。近代社会における「統治」もまた「法」とは別の思考体系によって導出されるということになる。

後の議論と関連で付け加えておくと、生物学を基礎にした「社会有機体論」は植民地統治においても援用されていくことになる。また同様に生物学の知見は、二〇世紀初頭の「民族心理」を形成する鍵にもなる。特にギュスターヴ・ル・ボンの「民族心理学」は生物学の心理学への応用であり、それもまた植民地統治にとって重要な要素となっていく。

第四章の「人種交替説」では、比較言語学、形質人類学、生物学、社会学を踏まえた上で、それらの学問の成立が近代日本の「歴史学」と「政治」認識にどのように影響を与え、それを形作っていったのかについて論じている。その際に重要になるのは、当時の考古学、人類学の主要な課題であった「人種交替説」である。「人種交替説」とは、大陸朝鮮半島を經由して渡来した日本人種の祖先が先住民族アイヌを駆逐、征服したというものであるが、この説が重要なのは、その真偽ではなく、生物学的な生存競争を日本の歴史の起点に置いたことである。それまでの記紀神話による王権神授説や社会契約論の「法」に代わって、生物学的自然法則としての生存競争が歴史の起点になったのである。「法」による「歴史」に代わって、「人種交替」による〈歴史〉が再起動される。そのため「人種交替説」は天皇を中心とする歴史観と齟齬をきたすことになる。この「人種交替説」をめぐって、天皇を中心とする歴史、人種・民族を主権から読み解く歴史、そして主権とは異なる〈民族〉を基盤とする〈歴史〉の視点が成立することになったのである。

第五章の「新式の統治法」では、「人種交替説」が、それまでの天皇の歴史を排した反国家的な〈歴史〉記述を可能にした後、〈民族〉に基づく〈歴史〉が「国家」をその中に再導入する過程を論じる。国家は、王や神話の名の下に構成されるものではなく、複数性、異質性をもつ〈民族〉が自分自身を統治するために導入されることになる。その場合、「統治」は〈民族〉自身の内部へ向かい、その集合的身体と精神とをより良く統治しようとする。そしてその統治は、帝国と植民地関係とも関連するようになる。被植民者の帝国への参入として、被植民者を含めた帝国の維持のためには、帝国内部の〈民族〉の身体的、精神的な矯め直しが必要になるという議論から、「優生学」が統治にとって主要な「知」となる。統治能力と矯正可能性によって顕になる〈民族性〉が、帝国・植民地関係における主要な争点となっていくことになる。

第六章の「優生学と精神分析」では、まず優生学の成立とその日本における展開を追うことになる。優生学は生物学の「遺伝」と「変異」の概念と結びきながら集合的生命・身体である〈民族〉の「変異」や「退化」を論じることになる。さらに「衛生」、「社会有機体論」、「民族心理」と結びつき、「民族衛生」へと進展することになる。そして「民族衛生」は〈民族〉の精神を遺伝や歴史、自然環境との関連から捉え、それによって国家を形成する「能力」が〈民族〉内部に存在するのか、あるいはそうした「能力」が獲得可能であるのか、矯正によって維持可能なのかを問うことになる。それと関係して〈民族〉の精神を矯正するために重要となるのが「精神分析」と「郷土史」になっていく。端的に「郷土史」は精神分析における「告白」の役割となる。

第七章の「帝国と植民地」では、まず台湾統治に関与した後藤新平や新渡戸稲造の植民政学が生物学を基礎としたものであったことを確認する。そしてアメリカの政治学者で外交官でもあったポール・ラインシュの著作を通じてアメリカの東アジアの植民政学が領土の拡張よりも国際貿易による利益の確保を優先し、占領よりも中継点の確保を目指したものであったことを論じる。そうした系譜の総合として第一次世界大戦後の帝国・植民地関係では「自治」が重要な概念となるが、帝国・植民地関係では「自治」を統治能力・自治能力の観点から扱うことで、植民地統治が維持強化されることになっていると論じた。この「能力」という表象にとって重要になるのが先に論じた「優生学」となる。

第八章の「〈民族性〉の系譜学」では、これまでの議論を総括し、〈民族性〉を改めて論じている。それが「法」とは異なる〈言語・身体そのもの〉と生物学的自然法則のアナロジーに基づくものであること。それによって〈歴史〉が思考可能になったこと、そして近代の人間諸科学の形成に深く寄与していること。そうした科学性を根拠に二〇世紀の帝国・植民地関係が規定されていることを示した。〈民族〉とは確かに反国家的な歴史観を伴って出現したが、しかしそれによって帝国・植民地関係を強化し続けてきたのである。

ここでは各章の内容について伊波の議論は言及していないが、各章の論証には当然、伊波普猷の著作と、彼によって形成された〈沖縄学〉（人間諸科学）の検討がその核心として含まれている。